岩手県災害時交通マネジメント検討会
規約

（名称）

第１条　本会は、「岩手県災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」と称する。

（目的）

第２条　検討会は、災害、事故等により幹線道路や鉄道が広範囲に被災し、長期間の交通ネットワーク途絶の恐れがある場合における幹線道路の渋滞緩和を図るため、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うことを目的とする。

（所掌事務）

第３条　検討会は次の事項について、検討及び調整、検証を行う。

１）　交通マネジメント施策の検討

２）　交通マネジメント施策の実施に係る関係機関との調整

３）　交通マネジメント施策の実施結果の検証

４）　その他、必要な事項

（組織）

第４条　本検討会は、別紙に掲げる委員により構成する。

１）　必要に応じ、市町村、公共交通事業者、自衛隊等の関係者の出席を求めることができるものとする。

（会長）

第５条　検討会には会長を置く。

１）　会長は、国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長とする。

２）　会長は検討会を統括し、検討会を招集する。

３）　会長に事故等がある場合には、会長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

４）　会長は被災地域、被災状況に応じて、三陸国道事務所長又は南三陸沿岸国道事務所長へ変更することができるものとする。

（事務局）

第６条　検討会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

事務局は国土交通省東北地方整備局道路部道路計画第二課、岩手河川国道事務所調査課、三陸国道事務所調査課、南三陸沿岸国道事務所工務課及び岩手県県土整備部道路環境課に置く。

（その他）

第７条　この規約に定めのない事項、疑義が生じた場合は検討会の承認を得て定めるものとする。

附則　この規約は、令和６年 12 月 13 日から施行する。